

Title	倭館玉垂神社に於ける加藤大神勧請の背景
Sub Title	Backgrounds to the enshrining of Kiyomasa Kato in Pusan Tamatare Shinto Shrine
Author	徳竹, 由明(Tokutake, Yoshiaki)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2008
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.95, (2008. 12) ,p.273- 289
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	岩松研吉郎教授高宮利行教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00950001-0273

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

倭館玉垂神社に於ける加藤大神勸請の背景

徳竹 由明

一、はじめに

韓国釜山海浜の龍頭山・龍尾山には、敗戦まで龍頭山神社と末社龍尾山神社なる神社が存した事、また龍頭山神社が金刀比羅神社、龍尾山神社が玉垂神社という対馬藩草梁倭館に存した神社を前身とする、即ち近世まで遡ることができ、唯一の海外神社である事は既に著明なことである⁽¹⁾。この龍頭山神社・龍尾山神社は、『使鮮日記』明治九(一八七六)年一月二十日条や明治十一(一八七八)年刊の『朝鮮婦好余録』「叢祠懷古」⁽²⁾、大正十五(一九二六)年滿鉄鮮滿案内所刊の『朝鮮滿州旅行案内附支那旅行案内』「釜山・「名勝地」」項筆頭を見る限り、

丘上弁天金刀毘羅ヲ安置シ、丘ノ高サ約一百尺、古松暢茂シテ……(中略)……船艙ニ接スル一丘海ニ突出シ、岩間古松逆生シテ、絶影島ト一衣帯水ヲ隔テ、梢奇趣ヲ為ス者ヲ龍尾山ト云フ、俗ニ呼岬ト称ス、頂ニ小祠アリ、清正ヲ祀ル、(『使鮮日記』)

叢祠懷古

日本館城内有二山焉、曰龍頭、曰龍尾、龍尾突出港口、怪石森立、上多喬松、三面控海、景象宏壯、項安^(マツ)二祠、相傳為加藤清正廟、實合祀住吉玉津島二神也、(『朝鮮婦好余録』)

▼龍頭山、市の中心部で港湾一帯の形勢を俯瞰することが出来る。丘上の金比羅宮は二百四十余年前に対馬の国守の宗氏の建立にかゝり、後住吉、天満の二神を合祀して、在港邦人の鎮護を祈つたもので、朝鮮に奉祀せる神社の最初のもの^{と云ふ}点に意義がある。

▼龍尾山、龍頭山の南方市街を隔て、隆起せる小丘は、龍頭山に対して龍尾山と云ひ、竹内宿禰、加藤清正を祀つた龍尾山神社があり、位置海浜に逼邇して港湾展望に適してゐる。(『朝鮮滿州旅行案内附支那旅行案内』)

と日本人にとって釜山のランドマークのような象徴的な意味合いを持つていたようでもあり、また龍尾山神社には傍線部のように豊臣秀吉恩顧の戦国大名加藤清正が合祀されていた。

さてこの龍尾山神社への加藤清正合祀の時期に関しては、現在のところ明治四〇(一九〇七)年二月に龍頭山神社神職平松義雄氏が起草した『龍頭山神社御祭神記』⁽³⁾が、

玉垂神社 御祭神三坐

玉垂大神 延宝六年三月日不詳

加藤大神 文政二年三月日不詳

朝比奈大神 文政二年五月日不詳

御祭神御名及ヒ御身躰

武内宿彌公 白紙幣 樋代人

加藤清正公 白紙幣 樋代人

朝比奈義秀公 白紙幣 樋代人

……(中略)……

玉垂神社御祭神武内宿彌稱大神

同社ハ延宝六年戊午三月創立ニシテ、其后文政二年三月加藤清正公ヲ合祀セリ、

と記す他、明治四十一(一九〇八)年三月の『龍尾山神社沿革概略』、年月不詳の『釜山龍尾山神社沿革概略』も同様に文政二(一八一九)年三月としており、文政二年三月説が定説化している。そこで本論考では、玉垂神社に加藤清正を祭神とする加藤大神が合祀された時期とその背景について、大雑把なものではあるが考察を試みてみたい。

二、「清正公信仰」の様相と玉垂神社への加藤大神合祀の時期

加藤清正に対する信仰(以下「清正公信仰」)は、広く知られているとおり実際に近世期に成立し現代にまで続く信仰である。まずは拙論を展開する前提として、清正公信仰の様相について、先行論文を繙きつつ以下に簡潔に纏めてみよう。

清正公信仰の成立と伝播に密接に関わったのは、清正がその熱烈な信者であったこともあり日蓮宗、特に清正の菩提

寺であった肥後本妙寺、及び本妙寺の属する京都本圀寺を中心とする六条門流である。本妙寺は、清正の跡を襲った子息忠広が寛永九（一六三二）年に改易されたため、その最大の壇越を失うこととなった。幸い肥後の新たな領主細川氏が清正を崇敬していたこと等により、本妙寺は従来とほぼ変わらない寺領を安堵され、清正の廟所として清正への崇敬をより高める方向へ進む一方で、藩主の菩提寺としての立場を失ったため庶民層への布教に力を注ぐようになる。こうして清正公信仰生成・伝播の条件が整ったのである。本妙寺蔵『発星山の記』なる記録によると、享保一九（一七三四）年時の六月二三・二四日の清正正当忌にはかなりの参拝者があり、また同記録の中で清正に対して「居士」ではなく「神儀」なる呼称が使われているので、清正公信仰が享保一九年段階には既に確立しある程度の広がりを見せていた事は間違いない事なのである。なお享保年間には加藤氏子孫が將軍吉宗によって旗本に召抱えられ、ある意味で幕府により加藤氏の名誉回復がなされた時期にも相当する。その後文化七（一八一〇）年には清正公二百年御遠忌が行われ、また京都で『清正大神祇靈験記』が出版される等この年以降清正公信仰が大いに流行した。なお清正公信仰の主要な担い手は主として九州と関西の都市の商人層であり、その信仰の内容は、『清正大神祇靈験記』を見る限り病氣治癒、盗難・水難・風難・雷災・火災の回避等除災や招福を中心に現世利益の祈願が主体であった。その他肥後国では、文政五（一八二二）年鏡干拓地に加藤神社が創建されたのを始めとして、近世後期以降土木治水の神として祀られた事例も多い。また明治四（一八七二）年には熊本城内に錦山神社（現加藤神社）が創建され、以後清正公信仰の中心的神社の地位を占めている。

以上が清正公信仰の概観であるが、それではいったいいつ頃釜山草梁倭館内の玉垂神社に清正を祭神とする加藤大神は合祀されたのであろうか。倭館に関する一級史料である『倭館館守日記』の文政二年三月条には合祀の記事が存せず、また龍頭山神社・龍尾山神社共に近世期に遡り得る旧記・縁起類も見当たらない。しかし文政二年が、文化七年の清正

二〇〇年遠忌と清正公信仰の流行から程経ていない時期でもあり、また『龍頭山神社御祭神記』が住吉大神や末社の西稻荷神社等祭神の勸請年月が定かではない場合「年月不詳」と記している点を鑑みるに、文政二年三月説には何らかの根拠があつた可能性が高い。また前節で引用した『朝鮮婦好余祿』の「懐古」といった表現が加藤大神のそれなりの歴史を感じさせるものである点、釜山居留地の保長頭取役所保長集会決議録第一号「朝比奈神社ヲ弁天社ニ合祭ノ件決議」や永瀬神職代祭典書類綴「各神社修繕費ニ関スル件願⁷」を見る限り、

明治十三年二月十五日議事

第六条 濟生医院新築に付右構内に有之朝比奈神社を弁天社に合祭の義官廳より下問あり此義如何

差支なし但し願くは稻荷神社も元稻荷社（本社）へ合祭あらんことを望む是病院の地界に在るを以てなり（朝比奈神社ヲ弁天社ニ合祭ノ件決議）

・居留地各神社は其職の之を維持する者なく僅に掃除のみ擔当の者あれ共所詮無之蔓草生茂り不潔を究め加ふるに軒瓦社檀等破損して恰も廢社に不異慘然たる有様は実に居留地一般の想觀に係り不体裁に付……

明治十三年九月十六日 保長頭取心得付 阿比留護助

領事近藤真鋤殿（「各神社修繕費ニ関スル件願」）

と近代に入り明治十三（一八八〇）年までは、恐らくは倭館が明治六（一八七三）年外務省管轄の公館となつたことがきっかけと思われるが、倭館内に存した各神社が開発に伴つて移転が計画されたり、或いは「不潔を極め」「廢社に不異」

等と言われるほどに衰微・荒廃していたようである点、また『龍頭山神社御祭神記』が八幡大神を始め明治期に勧請された諸神についてはその勧請の経緯を詳述している点を鑑みるに、明治六年以降『使鮮日記』の明治九年一月以前に合祀されたとは考えにくく、文政二年三月が不確実であるとしても、少なくとも近世後末期の倭館が対馬藩宗氏の管理下に置かれていた時代に勧請されたと考えてもいいのではないであらうか。

三、倭館玉垂神社に於ける加藤大神勧請の背景

それでは対馬藩管理下時代の倭館玉垂神社に加藤大神が勧請された背景とはいったいどういうものだったのであろうか。実は倭館内部に加藤大神を勧請するには、以下の四つの難点を補って余りある背景があったはずである。四つの難点とは、まず一点目として倭館内部にあった唯一の寺院東向寺が臨濟宗の寺院であり、また対馬島内に於いても日蓮宗寺院は府中国昌寺のみである等対馬藩が日蓮宗とは縁が薄かった点。二点目としては対馬島内に加藤大神・加藤清正を祀った事例が見出せない点^⑩。三点目としては加藤清正が朝鮮王朝側からは朝鮮出兵の凶雄として豊臣秀吉と並んで最も悪名高く忌み嫌われた人物であった点^⑪。そして恐らく最大の難点は、加藤清正と同時代の宗氏当主義智が、例えば『寛政重修諸家譜』巻第五百一「宗」項に、

義智

……室は小西撰津守行長が女、

離婚す。継室は阿比留氏が女。

義成

……母は阿比留氏が女。

とある如く加藤清正の仇敵小西行長(3)の女を娶っていた点である。なお宗義智は小西行長の女を関が原の合戦後離縁し、義智の跡を継いだ義成は対馬の阿比留氏の女を母としているので近世期の宗氏と小西行長とは無関係ではある。しかし江戸時代に相次いで作成された加藤清正の伝記類、或は朝鮮軍記物類(4)では、

・又平安道ニ赴キタル小西撰津守行長ハ。日本泉州堺ノ津ノ者ニテ。宗対馬守カ縁者タルニヨツテ。郷導トシテ彼ノ道ヘ差向タル也。日本国太閤カ臣下。破韓ノ武將ト云フハ。此加藤主計頭豊臣ノ清正也〔『清正行状』奇卷〕

・平安道へ働たる小西行長は日本堺の浦の町人なり宗対馬守縁有者故朝鮮大明への案内者につき彼道へ指向日本太閤か本の武將は加藤清正なり。〔『清正記』卷二〕

・抑対馬守義智ハ、……〔中略〕……当時秀吉公ノ寵臣、小西撰津守行長ガ婿ナリケリ、〔『朝鮮太平記』卷一〕「宗対馬守義智到于朝鮮事」

・殊ニ義智ハ秀吉ノ家臣小西攝津守ガ婿タレバ、秀吉ノ腹心ヲ明ケ示サル、ノ一人タリ、〔『朝鮮軍記大全』卷一〕「重而被遣向使于朝鮮事」

と盛んに宗義智と小西行長との関係が言及されており、また

・清正。都案内ノ為ニ。宗対馬守ニ通事ヲ傭フ。徳右衛門ト云喚。而モ都ヘノ不案内ナル通事ヲ遣シ。不埒ナレトモ。

馬二騎セ真先ニ立テ行き。(『清正行状』奇卷)

・都への案内者を対馬守所へ被申遣ければ、徳右衛門と云通詞未た都へも行たる事なきどもり、一人差越。対馬守と

小西は縁者ゆへにかくのことし。(『清正記』卷二)

・斯テ清正ハ、宗対馬守義智方へ使ヲ以テ、都城へノ案内者ヲ乞レケレバ、徳右衛門ト云ヘル通詞ヲ一人遣ハサル、
義智ト行長ハ縁者タルユへ、未ダ鴻寅ノ王城へハ遂ニ行タル事モナク、然モ言舌吃リテ物ノ用ニモ立マジカリケル
ヲ遣ハサレケルトゾ聞ヘシ、(『朝鮮太平記』卷五「日本諸將於忠州会合事附加藤小西口論事」)

・於茲テ清正ハ京城案内ノ為トテ、通事ヲ一人宗対馬守ニ請受ラル、義智ハ行長ノ婿タル故荷擔ノ意アリケルニヤ、
遂ニ京都ノ道ヲモ知ラズ剩ヘ言ハ訥リテ、其言語ノ差別モ慥ナラヌ男ヲ遣ハス、其名ヲバ徳右衛門トゾ称シケル、
(『朝鮮軍記大全』卷六「日本諸将会忠州事」)

と宗義智をも小西行長に準じて加藤清正の仇敵として扱っているのである。こうした加藤清正・小西行長・宗義智をめぐる印象は文芸作品の流布によって相当に巷間に流布していたものと考えられるし、また『対馬州神社大帳』上巻「国府」に依ると、

一、今宮若宮社一字 (祭神二坐、号今宮者、小西撰津守行長之娘、平義智君夫人也、雖為胎妊、有故離別也、若宮者其御子也、甚因有耶怒祭之也)

一、同末社若宮荒人社一字 (号荒人者、神役女為胎妊御子、小西行長之娘、因嫉妬殺之、其怨甚、依之祭之也、

と対馬の厳原には、何時からかは不明であるが小西行長の女が御靈的な性格の神として祭祀されていた。こうした事情を鑑みるに、倭館内の玉垂神社に加藤大神を勧請するのにはやはりかなり強い背景が必要であつたはずである。

ここで留意すべきは、近世中期以降の日本及び対馬藩に於ける対朝鮮王朝觀の変容、そして近世期に於ける加藤清正を巡るイメージの問題であろう。まず近世中期以降の日本の対朝鮮王朝觀は、全体としては儒学・国学等思想学問の發展、待遇改変や経済的負担等朝鮮通信使を巡る問題等様々な要因によつて、蔑視觀が徐々に台頭しつつあつたといつていいであろう。また対馬藩に於いても、藩財政の生命線であつた対朝鮮王朝貿易が、主要輸出品であつた銀の入手が産出量の減少等により困難になり、また独占的に輸入販売していた朝鮮人参も国産品の普及に伴いその利益が激減する等既に一八世紀半ばには完全に行き詰つて財政が悪化し、延享年間以降幕府から財政面で援助を受けることが頻繁になつていた。そうした中で、幕府へ財政援助を求める理由の一つとして対馬藩が朝鮮王朝など諸外国への防備を担つてゐるとする「朝鮮押さえ役」なる架空の軍務が問題化し、また朝鮮通信使に關しても宝曆期以降対馬での易地聘礼へ向けた議論が始めて、文化六（一八〇九）年の中絶船廃止や文化八（一八一二）年の換米の制における公木と米の交換比率の引き下げといった朝鮮王朝側の要請を呑みつつ、文化八年易地聘礼の実施に漕ぎ着ける。さらに近世末期には財政再建・対朝鮮王朝貿易促進等のために長州藩の桂小五郎と親交の深かつた藩士大島友之允が征韓論を主張するようになつてゐる等、近世中期以降藩内で徐々に朝鮮王朝との關係を見直す雰囲気生まれつつあつた。

一方加藤清正は、歴史的事実としても、豊臣秀吉による朝鮮侵略時に、その尖兵として朝鮮王朝の二王子を捕虜としオランカイにまで侵出した他、晋州城攻めや蔚山城の籠城戦でも活躍する等顕著に活躍した猛将であつたが、近世文芸

の世界でも例えば『清正記』に、

・ 中年にしては朝鮮國元良哈大明國迄も高名をあらはし、……(序)

・ けくしうと云所へ着陣し、則放火し、一千百五十人討とり、朝鮮人は元来よわき国やらん不及一戦清正むさんの次第なりとて一笑し……(卷二)

・ 清正遺言に我死せば具足を着させ太刀かたなをはかせ棺に入納へし末世の軍神たらんとの残詞なれば任其儀中尾山といふ山に送葬し……(卷二)

とあるように、比較的早い時期から朝鮮王朝や明を相手に勇戦した英雄、或は死後武神になる事を望んだ猛将として造形されている。朝鮮侵略時の清正の剛勇ぶりは清正の伝記類のみならず、朝鮮軍記物類や近世後期以降には錦絵の世界でも盛んに描かれており、近世期を通じて相当に巷間に流布していたものと考えられる。さらに『藩翰譜』に

……されば朝鮮の軍一度起りしより、兵連なること前後七箇年の間、本朝の人々所々の戦功皆取りくなりしかと、清正一人大明朝鮮のために、名を呼ばれ或は詩に作りて謡ひ、或は神となして祭らる、弓矢とつての誉古今に並ぶ者ぞなき、

按ずるに大明萬曆よりこのかたの書に、清正が名を称する事挙げて數ふべからず、崑山の王志堅といふ者は、倭王と称して歌を作る、又朝鮮國慶尚全羅道等の水宮の軍官、年毎に日を占ひて諸宮戦艦を集め、海に浮みて

海神を祭る事あり、芻にて人像を造り、是を射て海に鎮む、彼国の人は秘しぬれども、よく聞けば是は清正を咒咀する事にてありけり、その人像は清正にかたどる、彼国の能く射る者といへど、恐れて終に中つる事叶はず、いづれの頃にや一人射て中てたりしを、双なき高名といひけるに、忽ち物に狂つて飛び走る、其親戚清正を祭ていろ／＼と罪を謝しければ、其後人心地にはなりぬ、此後人いよ／＼恐れて中たらん事を恐る、本朝寛文の中頃に、例の祭とて水宮の戦艦共海に泛みしに、海上風忽に吹き落て波わき艦多く摧け破れぬ、これ清正の祟りなりとて、大に恐れしといふ事を、対馬の国人に窃かに承りぬ、(巻第十二上「加藤」)

とあるように、清正が朝鮮王朝や明の人々からは恐れられ忌み嫌われている人物であるという認識も、日本国内に於いて間違いなく存したのである。

さて倭館玉垂神社に加藤大神を合祀した目的に関して、いづれも近代に入つてからの史料では有るが、大正五(一九一六)年二月二十四日付『神社創立願』と『龍頭山神社史料』附録「和館ノ変遷ト各神社御由緒略説」とに以下のような二説が載る。²³⁾

・(二) 境外撰社 龍尾山神社

旧記存せず巨細詳ならずと雖も當神社は延寶六年三月倭館移転當時の創立にして始め神功皇后三韓御征伐の時皇后に従ひ奉り外征の偉業を垂れ外鎮の功德顯著なりし武内宿彌公を撥乱反正の神として御勸請玉垂神社の称号を奉れり後文政二年三月(日不詳)には豊公征明の時先鋒となり多大の功績ありし加藤清正公を合祀し奉る即ち以上二柱

の大神は朝鮮とは特に縁故深ければ異國の來寇を防がむとして奉祀せし所以也（「神社創立願」）

・和館時代流行病激烈を極めしとき其原因は牧の島に鮮人の祀れる李舜臣のたゞりなりとして、之れに對抗すべく龍尾山の牧の島に面する処に加藤清正公を祀りて以て其たゞりの防壓を計りたりといふ伝説あり（「和館ノ変遷ト各神社御由緒略説」）

本稿第二節で概観した清正公信仰の様相から鑑みるに、或いは加藤大神は「和館ノ變遷ト各神社御由緒略説」の述べような病氣平癒という現世利益を直接の目的として合祀された可能性も有り得るのかも知れない²⁴。しかしそうした現世利益が合祀の直接の目的であったとしても、釜山の倭館という対馬藩管理下の場に、他の神仏ではなく朝鮮王朝のみならず対馬藩にとつてさえ好ましくない印象があつたはずの加藤清正をわざわざ祀っているのである。その背景に両説が共に暗示するような近世中期以降の日本国内や対馬藩内に於ける対朝鮮王朝蔑視観の台頭・感情の悪化と、加藤清正の朝鮮出兵の英雄としてのイメージの流布が強く存したことは間違いないのではないだろうか。

四、おわりに

以上、釜山の龍尾山神社に加藤清正を祭神とする加藤大神が合祀された時期について、『龍頭山神社御祭神記』の文政二年三月とする記述はかなり妥当で、少なくとも近世末期までは遡れるのではないかと、また近世末期以前に対馬藩の倭館の内部に加藤大神が祀られた背景には、近世中期以降の日本国内及び対馬藩内に於ける朝鮮王朝蔑視観の増幅・朝鮮王朝への感情の悪化があつたのではないかと、大雑把ではあるが論じた。

さて、その後の龍頭山神社・龍尾山神社であるが、『龍頭山神社御祭神記』に依れば、

龍頭山神社由緒明細記

御祭神九坐

御勧請年月日

……(中略)……

四、天照皇大神

慶応元年二月日不詳

五、八幡大神

明治十三年八月十五日

六、弘国大神

明治廿九年四月一日

七、素盞鳴大神

明治三十二年四月廿三日

八、神功皇后大神

明治三十二年四月廿三日

九、豊国大神

明治三十二年四月廿三日

とまず慶応元(一八六五)年二月に龍頭山神社に天照皇大神が合祀される。その後近代に入り、いずれもやはり龍頭山神社にはあるが明治十三(一八八〇)年八月には八幡大神が、明治二十九(一八九六)年四月には宗義智を祭神とする弘国大神、さらに明治三十二(一八九九)年四月には素盞鳴大神・神功皇后大神・豊臣秀吉を祭神とする豊国大神が釜山の居留民たちを中心とした運動により合祀されていき、龍頭山神社が皇祖天照と朝鮮侵略の英雄といったイメージを持つ素盞鳴・神功皇后・豊臣秀吉等を祀り、龍尾山神社がそれぞれ神功皇后・豊臣秀吉の忠臣としてのイメージの強

い竹内宿禰・加藤清正と、朝鮮渡航の伝承を持つ鎌倉時代の英雄朝比奈義秀を祀るという、日本の朝鮮進出の意識をむき出しにした、或いは韓国朝鮮への優越意識をむき出しにした宗教空間へと変容を遂げていく。加藤大神の合祀は、それが近世末期以前に遡れるとして、そうした右傾化の流れが近代に入ってから形成されたのではなく、近世期へ遡るものであるということを示す一例といえるのではあるまいか。

註

- (1) 龍頭山神社、龍尾山神社に関しては大曲美太郎氏編『釜山龍頭山神社史料』(一九三六年一〇月 龍頭山神社社務所)、岩下伝四郎氏編『大陸神道大観』(一九四一年七月 大陸神道連盟刊、二〇〇五年九月 ゆまに書房より再刊)、近藤喜博氏『海外神社の史的 연구』(一九四三年一月 明世堂書店、一九九六年九月 大空社より再刊)、小笠原省三氏『海外神社史』上(一九五三年一〇月 海外神社史編纂会刊、二〇〇四年九月 ゆまに書房より再刊)、菅浩二氏『日本統治下の海外神社——朝鮮神宮・台湾神社と祭神——』(二〇〇四年九月 弘文堂、田代和生氏『倭館——鎖国時代の日本人町——』(二〇〇二年一〇月 文春新書、青井哲人氏『植民地神社と帝國日本』(二〇〇五年二月 吉川弘文館)等に言及がある。なお両社とも明治三十年代前半に龍頭山神社・龍尾山神社に改称した。
- (2) それぞれ『使鮮日記』は『CD-ROM版黒田清隆関係文書』(二〇〇二年七月 北泉社)、『朝鮮婦好余録』は註(1)前掲『釜山龍頭山神社史料』所収の本文に依った。
- (3) 対馬歴史民俗資料館蔵本(宗家文庫/記録類IV/宗教1/26)に依る。
- (4) いずれも註(1)前掲『龍頭山神社資料』所収の本文に依る。
- (5) 清正公信仰に関する先行論究は、圭室諦成氏「清正公さん信仰」(『日本歴史』一八八 一九六四年一月)、池上尊義氏「肥後本妙寺と清正公信仰の成立」(『日本宗教史論集』下 一九七六年十二月 吉川弘文館)、「清正公信仰の展開」(『宗教社会史研究』一九七七年十月 雄山閣出版)、「法華仏教と庶民信仰——清正公信仰の成立過程——」(『法華経研究』

- Ⅶ 一九七八年三月 平楽寺書店、田中青樹氏「民衆の信仰としての清正公信仰」(『名古屋博物館研究紀要』二二〇〇年三月)等がある。当論考では圭室池上両氏の論考を踏まえた田中氏の論考を基に清正公信仰の様相を纏めた。
- (6) 国立国会図書館蔵本のマイクロフィルム(請求記号YE1/H12)により確認した。
- (7) いずれも註(1)前掲『龍頭山神社史料』所収の本文に依る。
- (8) 高橋章之助氏『宗家と朝鮮 全』(一九二〇年一〇月 自費出版)に依る。
- (9) 『対馬島誌』(一九二八年七月 対馬教育会)に依る。
- (10) 貞享三(一六八六)年成立の『対州神社誌』(鈴木棠三氏編著『対馬の神道』(一九七二年一月 三一書房)所収)、宝曆十(一七六〇)年成立の対馬歴史民俗資料館蔵『対馬国大小神社帳』(宗家文庫/記録類/寺社方/C12)、天明年間成立の対馬歴史民俗資料館蔵『対馬州神社大帳』(宗家文庫/記録類/寺社方/C15~6)、文化六・七(一八〇九・十)年成立の『津島紀事』(対馬叢書二・三・四所収)、註(9)前掲『対馬島史』を見る限り、対馬島内に加藤大神、或は加藤清正を祀った事例は見出せない。
- (11) 上垣外憲一氏『空虚なる出兵——秀吉の文禄・慶長の役』(一九八九年十二月 福武書店、二〇〇二年四月 『文禄・慶長の役』として講談社学術文庫より再刊)第三章は、清正が勇猛な日本軍のシンボルとして慶長の役の最中より朝鮮王朝と明からどうしても討ち取りたい人物として捉えられていたとする。また役後の朝鮮半島における清正のイメージは、崔官氏『文禄・慶長の役——文学に刻まれた戦争——』(一九九四年七月 講談社選書メチエ)第二部第三章第四節、第五章第一節に詳しい。
- (12) 統群書類従完成会刊の本文に依る。
- (13) 加藤清正と小西行長とは歴史的事実としても不仲であった。詳細は北島万次氏『加藤清正——朝鮮侵略の実像——』(二〇〇七年四月 吉川弘文館)等参照。
- (14) それぞれ『清正行状』は統群書類従二三上、『清正記』は肥後文献叢書二所収の本文、『朝鮮太平記』、『朝鮮軍記大全』は対馬歴史民俗資料館蔵本(宗家文庫/和書/歴史/G-35及び36)に依る。
- (15) 註(10)前掲の対馬歴史民俗資料館蔵本に依る。
- (16) 儒学・国学等思想学問の発展と朝鮮蔑視を巡る問題に関しては、矢沢康祐氏「江戸時代」における日本人の朝鮮観につ

- いて「『朝鮮史研究会論文集』六一 一九六九年六月）、孔義植氏「征韓論の歴史的背景——徳川幕府期における知識人の対朝鮮観を中心として——」（『日本大学大学院法学研究年報』一八 一九八八年九月）、芳賀登氏「近代日本成立期の日韓関係——征韓論の意義をめぐって——」（『社会文化史学』二五 一九八九年十二月）、奥谷浩一氏「朝鮮通信使四七七年の空白と「易地聘礼」にかんする思想史的考察——江戸時代の日本思想史の一断面——」（『札幌学院大学人文学会要紀要』八〇 二〇〇六年十一月）等に詳述されている他、近時刊行された姜徳相氏編著「錦絵の中の朝鮮と中国——幕末・明治の日本人のまなざし——」（二〇〇七年一〇月 岩波書店）「神功皇后の「三韓征伐」「元寇」、秀吉・清正の「朝鮮征伐」が要点を纏めている。朝鮮通信使を巡る問題に関しては荒野泰典氏「近世日本と東アジア」（一九八八年十月 東京大学出版会）第一部第一章第四節及び第二章第四節、芳賀登氏前掲論文、奥谷浩一氏前掲論文等々に詳しい。
- (17) 田代和生氏「近世日朝通交貿易史の研究」（一九八一年三月 創文社）の第二部第九章から第十三章、荒野泰典氏註
- (16) 前掲書第二部第一章第四節、田代和生氏註（一）前掲書第六章第四節に依る。
- (18) 鶴田啓氏「一八世紀後半の幕府・対馬藩関係——近世日朝関係への一視角——」（『朝鮮史研究会論文集』二二三 一九八六年三月）、同氏「対馬からみた日朝関係」（二〇〇六年八月 山川出版社）第五章に依る。また田代和生氏「日朝交易と対馬藩」（二〇〇七年九月 創文社）第一章は、対馬藩がそうした特殊な軍務を担っているとする発想が、既に近世中期の藩儒雨森芳洲が貿易・経済の問題を幕府と交渉するために確立した「芳洲理論」の中に見え、以後「芳洲理論」が頻繁に活用された事が近世末期の「征韓論」へと繋がった可能性を示唆されている。
- (19) 田保橋潔氏「近代日韓関係の研究」（一九四〇年 朝鮮総督府中枢院）別編第一第七節、田代和生氏註（一八）前掲書第四章によると、易地聘礼の交渉のため、対馬藩はこうした不利な要請を受け入れざるを得なかったようである。
- (20) 徳富蘇峰「近世日本国民史」第八六卷（一九六一年五月）、毛利豊氏「幕末期」（大島・勝・山田ら）合作「征韓論」の形成（『駒沢史学』二七 一九八〇年三月）、木村直也氏「幕末の日朝関係と征韓論」（『歴史評論』五一六 一九九三年四月）、瀧川修吾氏「対馬藩の征韓論に関する比較考察——文久三年・元治元年・慶応四年の建白書を中心に——」（『日本大学大学院法学研究年報』三五 二〇〇五年二月）等に依る。
- (21) 朝鮮軍記物に於ける加藤清正の造形に関しては金時徳氏「忘れられた一文芸の系譜——加藤清正伝承から見た「壬辰倭

乱物」——〔国際日本文学研究会集会议録〕二八 二〇〇五年三月、錦絵に於ける加藤清正の造形に関しては姜徳相氏編著註(16) 前掲書に詳しい。なお姜徳相氏同書掲載の錦絵図4「国芳「竹内宿祢」(一八五〇年頃刊)は加藤清正の朝鮮進攻の図の旗幟に「竹内宿祢」と記すが、神功皇后「三韓征伐」の忠臣竹内宿禰を祭神とする玉垂神社に加藤大神が合祀されるような発想と何らかのイメージ的な関わりがあるか。

(22) 新井白石全集一所収の本文に依る。

(23) 註(1) 前掲『釜山龍頭山神社史料』所収の本文に依る。

(24) 田代和生氏註(18) 前掲書の附録「分類紀事大綱」総合目録」によると『分類紀事大綱』第六輯に「朝鮮国飢饉之一件」(一八一四〔文化二一〕)、「一八一七〔文化二四〕」、「朝鮮京近辺流行疾之一件」(一八二二〔文政四〕)、「館内悪病流行二付医師被差渡候一件」(一八三二〔文政五〕)がある。文政二年には年次が合致しないが注目すべきか。

追記

本稿は巡礼記研究会第五回研究集会(二〇〇八年九月十三日・於慶應義塾大学三田キャンパス)での同題の口頭発表をもとに纏めたものである。席上貴重なご教示を賜った方々に深謝申し上げる。また貴重な資料の閲覧・掲載に際してご高配を賜った長崎県立対馬歴史民俗資料館等にも厚く御礼を申し上げます。